

防火管理者の選任が必要か確認してみましょう！

Q1 あなたの建物はどちらに当てはまりますか？

※1 カラオケ店・遊技場・飲食店・物販店
ホテル・病院・福祉施設・保育施設など

※2 マンション・学校・工場・倉庫
事務所など

収容人員が30人以上である(建物全体)
(特別養護老人ホームなどは10人以上)

収容人員が50人以上である(建物全体)

Q2 建物の延べ面積は？

300㎡以上

300㎡未満

500㎡以上

500㎡未満

甲種防火管理者の
選任が必要です。

甲種または乙種
防火管理者の選任が
必要です。

甲種防火管理者の
選任が必要です。

甲種または乙種
防火管理者の選任が
必要です。

防火管理者の選任が必要な場合、**消防計画**の作成が必要です。

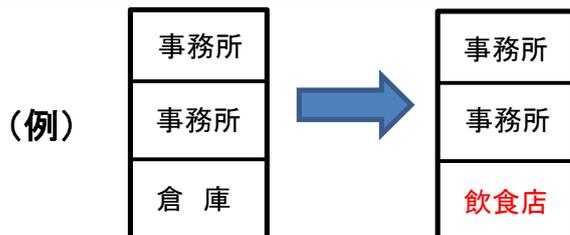
注記

雑居ビルなど複数のテナントが入居している場合の収容人員は建物全体の合計で算定します。

雑居ビルのテナント1店舗で、※1で30人(10人)未満、※2で50人未満の場合でも、建物全体の収容人員が定数を超えてしまうと甲種または乙種防火管理者の選任が必要になります。

収容人員の算定方法は用途によって異なりますので、不明な場合はインターネットなどでお調べいただくか消防本部予防課までお問合せください。

※下記のような雑居ビルは、新たなテナントの入居により選任が必要になる場合があります。



3階建てのビルに倉庫と事務所のみだったが、1階に飲食店が新たに入居した場合、収容人員算定が50人から30人になり、各テナントごとに防火管理者の選任が必要になる場合があります。

☆講習について (一社)千葉県消防設備協会
TEL:043-306-3871 HP:<http://www.c-ssk.or.jp/>

☆届出について 浦安市消防本部予防課
TEL:047-304-0143 E-mail:fd.yobo@city.urayasu.lg.jp

※届出書類は市のホームページまたは予防課で入手できます。届出は2部(正・副本)を作成し予防課に持参してください。